



保証委託約款

GUARANTEE ENTRUSTMENT TERMS

第1版

本約款は、東洋明治株式会社が提供する家賃保証（保証委託）の基本的な条件を定めるものです。保証の具体的な範囲および上限額は、個別の保証委託契約書に定めます。

第1条（目的）

本約款は、賃貸住宅の借人（以下「契約者」）が、賃貸借契約（以下「原契約」）に基づき賃貸人に対して負担する債務について、東洋明治株式会社（以下「当社」）に保証を委託し、当社がこれを保証する契約（以下「本契約」）の内容を定めるものです。

第2条（契約の成立）

本契約は、契約者が当社所定の保証委託申込書を提出し、当社の審査により承認したうえで、契約者が保証委託契約書に署名し、初回保証委託料を支払ったときに成立します。当社は審査の基準および結果の理由を開示しません。

第3条（保証の範囲）

当社が保証する債務（以下「保証債務」）は、原契約に基づき契約者が賃貸人に負担する次の債務のうち、保証委託契約書に定める範囲および上限額の範囲内のものとします。

- 賃料、共益費、駐車場使用料その他の月額賃料等
- 退去時に契約者が負担すべき原状回復費用
- 原契約に定める早期解約違約金
- 建物明渡しに関する法的手続の費用
- その他保証委託契約書に定める費用

第4条（保証期間）

保証期間は、原契約の開始日から、原契約が終了し建物の明渡しが完了するまでとします。原契約が更新された場合も、本契約は継続します。

第5条（保証委託料）

契約者は、当社に対し次の保証委託料を支払います。当社所定の更新料はありません。

- 初回保証委託料：月額総賃料の80%から100%（上限100%）の範囲で、審査結果に基づき当社が定める額
- 月額保証料：月額総賃料の2.5%（毎月）

支払済みの保証委託料は、本契約が期間途中で終了した場合でも返還しません。ただし法令に別段の定めがある場合を除きます。

第6条（代位弁済）

契約者が保証債務の支払いを怠ったときは、当社は賃貸人（または管理会社）からの請求に基づき、契約者に代わって弁済（以下「代位弁済」）することができます。

第7条（求償）

当社が代位弁済をしたときは、契約者は当社に対し、代位弁済額およびこれに要した費用を直ちに支払うものとします。支払いが遅れた場合、契約者は年14.6%の割合による遅延損害金を支払います。

第8条（通知義務）

契約者は、氏名、住所、連絡先、勤務先その他申込時の届出事項に変更があったとき、または転勤・帰国等により原契約を解約する予定となったときは、速やかに当社に届け出るものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

契約者は、現在および将来にわたり、暴力団その他の反社会的勢力に該当しないことを表明・確約します。これに反した場合、当社は催告なく本契約を解除できます。

第10条（契約の解除）

契約者が保証委託料の支払いを怠ったとき、申込内容に虚偽があったとき、その他本契約に重大な違反をしたときは、当社は相当の期間を定めて催告のうえ本契約を解除できます。

第11条（禁止事項）

当社は、契約者の承諾なく居室に立ち入ること、鍵を交換すること、家財を搬出・処分することその他法令に反する方法による債権の回収は行いません。

第12条（個人情報）

当社は、契約者の個人情報を別に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」に基づき取り扱います。

第13条（契約の終了）

本契約は、原契約が終了し、建物の明渡しが完了し、かつ契約者の当社に対する債務がすべて弁済されたときに終了します。

第14条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（協議）

本約款に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、当社と契約者が誠実に協議して解決します。

制定日

____/____/____

東洋明治株式会社
